

【件名】 オーストラリア渡航申告書 (Australia Travel Declaration) について (COVID-19 関連)

【ポイント】

● 12月9日以降、豪州に入国を希望する全ての者（豪州人及び永住者含む）は、出発地を出発する少なくとも72時間以上前に、オンラインで、オーストラリア渡航申告書 (Australia Travel Declaration) への事前登録が求められています。

【本文】

1 12月9日以降、豪州に入国を希望する全ての者（豪州人及び永住者含む）は、出発地を出発する少なくとも72時間以上前に、オンラインで、オーストラリア渡航申告書 (Australia Travel Declaration) への事前登録が求められています。

なお、この事前登録を行わない場合、飛行機に搭乗出来ない、または、豪州到着時に、入国までに長時間を要する可能性があるとのことです。

詳細は下記をご参照ください。

<https://covid19.homeaffairs.gov.au/australia-travel-declaration>

2 各航空会社のHPでも案内されておりますので、併せてご参照ください。

全日空 (ANA) : <https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200501/#immigration>

日本航空 (JAL) : <https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafe/flights-service/quarantine-immigration/>

3 なお、メルボルン空港に到着される方は、オーストラリア渡航申告書に加え、ビクトリア州検疫到着フォーム (Victorian Quarantine Arrival Form) へのオンライン申請が求められております。

https://mqservices.justice.vic.gov.au/csp?id=djcs_csp_index

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話 : 02-6273-3244 (代表)

FAX : 02-6273-1848

メール : consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP : https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト : <https://www.australia.gov.au/>

A C T政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト（日本語）：

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はA C T（首都特別地域）を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館（N S W州，N T（北部準州）管轄）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館（V I C州，S A州，T A S州管轄）

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館（Q L D州管轄）

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館（W A州管轄）

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>